**評価票の作成について（令和元年度の取組）**

資料９

**１．評価票の記載方法の見直し**

〇府民にとって見やすく分かりやすい評価票とするため、記載方法の見直しを実施

⇒評価の視点を分かりやすくするため、A評価については簡潔に記載することとし、

　　　それ以外の項目のみ、概要や評価理由、提言等を重点的に記載。

【評価票の記載イメージ】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 指定管理者  評価 | 施設所管課  評価 | 委員会  提言 | 備考 |
| 指定管理者評価と  施設所管課評価が、両方A評価 | 簡潔に記載※ | 簡潔に記載※ | 簡潔に記載※ |  |
| 施設所管課評価が、S/B/C評価 | 取組内容の  概要記載 | 評価理由  を記載 | 提言コメント  記載 |  |
| 指定管理者評価と施設所管課評価に差があるもの |  |
| 現地視察（管理運営状況の報告）時に再確認が必要と判断した項目 | 必要に応じて記載を求める |

　※「府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、

実施計画書に示した事項を全て実施した。」など

**２．労働災害等の未然防⽌のための管理運営に係る評価基準**

〇労働災害や公衆災害の発生等について評価する「労働災害等の未然防止のための管理運営」に係る評価について、考え方を整理

　　⇒ 労働災害、公衆災害の発生については、

「工事事故の対応方針（案）都市整備部平成30年3月」に準拠し、

負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

　　⇒ 年度内に複数の事故が発生した場合は、下記の対応とする。

　　　　　・事故２回

→Ａ評価相当が２回の場合、Ｂ評価とする。

　　　　　　　　→Ｂ評価相当を含む場合、Ｃ評価とする。

　　　　　・事故３回以上

　　　　　　　　→内容にかかわらず、Ｃ評価とする。

　　⇒ 労働災害、公衆災害事故の報告を怠った場合には、事故の大小にかかわらず

　　　 全てＣ評価とする。（公平性の確保・事故隠しの防止）

【労働災害の評価基準】

　負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

A評価・・・・４～７：口頭注意程度の事故

B評価・・・・４～７：文書注意程度の事故

C評価・・・・１～３：入札参加停止に値する事故



**A**

**B**

**C※**

【公衆災害（人身）の評価基準】

　負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

※第三者被害の発生は労働災害より重く受け止め、内容にかかわらずBC評価とする。

　 　B評価・・・・３～4：口頭注意程度の事故

　　 C評価・・・・１～4：文書注意・入札参加停止に値する事故



**B**

**C**

**C※**